

英語技能検定役務請負契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約書及び仕様書に定めるところに従い英語技能検定役務を履行するものとし、甲はその代金を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、契約の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(監督官)

第6条 甲は、役務の履行について必要と認めた場合には監督官を定める。

2 監督官は、役務の履行について、立ち合い、指示、審査及び確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(役務の変更及び中止等)

第7条 甲は、必要がある場合には、役務内容を変更し、又は契約の履行を一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

(契約履行期限の猶予)

第8条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限が過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第9条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年※. ※パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第10条 乙は、役務を行った契約物品の納入が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において、「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

(契約の変更)

第11条 甲は、役務の履行が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約の定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第13条 役務完了前に、役務目的物又は役務材料について生じた損害、その他役務提供に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

(不可抗力による損害)

第14条 天災地変、その他不可抗力によって、役務完了部分又は検査済役務材料に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあつては、その損害額は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は乙の負担とする。

(検査)

第15条 乙は、役務が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内又は仕様書等の定めるところにより検査又は確認を行うものとする。

3 乙は、前項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれを補修し、甲の検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から

修補した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第16条 乙は、前条に規定する検査に合格又は確認が完了したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年※. ※パーセントの支払遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく着手時期を過ぎても役務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、履行期限内に、又は履行期限後甲が差し支えないと認める期限までに役務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、乙は発注数量に契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第9条第3項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第7条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第20条 甲は、第18条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙から30日以内に損害賠償の請求があり、かつ、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償する

ものとする。

2 前項の規定に基づく損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第21条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が第18条第2項の規定により算定された違約金の額に満たない場合、違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が、前項の規定により侵害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには第9条第3項の規定を準用する。

(相殺)

第22条 乙が、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(調査)

第23条 甲は、役務について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第24条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

2 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。